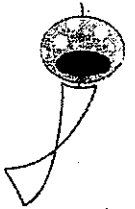


8月 高宮交番だより



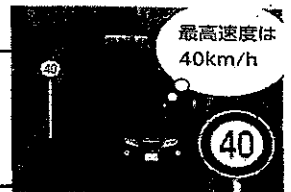
生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます! 60 → 30 km/h

生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

9月1日から、これらの道路における自動車の法定速度が30km/hになります。

注意
点

中央線などがない道路であっても、速度規制標識が設置されていれば最高速度は標識のとおりです。



歩行者、自転車を守ることに繋がります。安全な速度での運転をお願いします。



8月30日～9月5日は「防災週間」



防災の備え、「知っている」から「できる」へ

- 身近な災害を知る
お住まいの場所、職場、学校などで予想される災害を、市町村で作成される「防災マップ」や「ハザードマップポータルサイト」で確認しましょう。
- 身を守るために～日頃の備え～
災害に備え「いつ、誰が、何をするか」を事前に家族で検討してください。
災害時に危険な「家具の固定」や、「非常食」の準備、避難するときを持っていく「防災バッグ」「医療品」などの準備が大切です。

※ 水 難 防 止 ※

魚釣りや水遊び中に水に流される水難が発生しています。
水難に遭わないために、次のことに注意してください。



- 子供から目を離さない
- 魚釣りや水遊びは複数人で
- ライフジャケットの着用など必要な安全対策を





松本警察署

令和8年8月号



「電話でお金詐欺」撃退通信

長野県警察シンボルマスコット「ライボくん ライビィちゃん」

被害額が爆増!?

電話対策で詐欺をシャットアウト

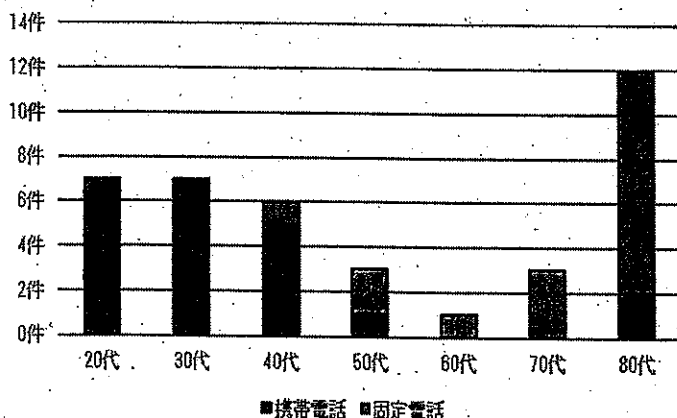
被害額の増加が顕著

長野県内における5月末までの二セ警察詐欺の被害は39件（前年同期比－5件）、被害額4億7,683万円（前年同期比＋1億9,320万円）であり、被害件数は減少しているものの、被害額は大幅に増加しており、1件当たりの被害額は1,222万円（前年同期比＋578万円）と増加が顕著になっています。

50代以下は携帯電話、50代以上は固定電話の傾向が顕著

長野県内で5月末までに認知した二セ警察詐欺における犯人からの接触方法は、全て電話であり、20代から40代は携帯電話への接触が19件（95.0%）50代以上は固定電話が16件（84.2%）を占め、40代と50代を境に、接触方法が入れ替わる傾向にあります。

接触方法の年代別内訳



だまされないための対策

警察庁推奨アプリ

ダウンロードはこちら



警察庁・SOS47
特殊詐欺対策ページ

○ 詐欺の電話はアプリでブロック!!

携帯電話に詐欺の犯人から電話がかかってくるケースが急増しています。

→犯人からの電話を直接受けないためには、犯人が使う国際電話番号などをアプリでブロックする対策が有効です。

○ 固定電話の場合は、国際電話不取扱受付センターに国際電話利用休止の申込みをしましょう。

最新の手口や、発生状況を知り、詐欺を見破りましょう!

長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」では、最新の詐欺被害発生状況や防犯対策を知ることができます!!

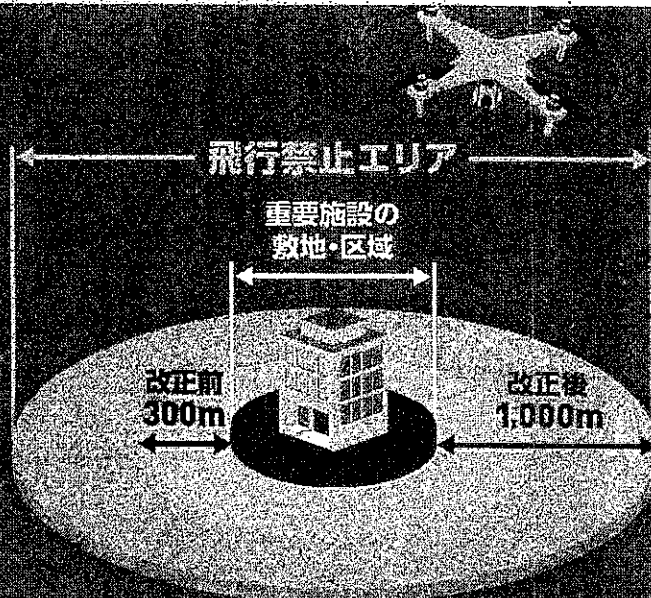
インストールはこちら→



長野県松本警察署 0263-25-0110

ドローン等の飛行禁止エリアが 1,000mに 拡大します

飛行禁止エリアでドローン等を
飛行させる場合には警察への
事前通報等が必要です



違反行為には罰則があります

小型無人機等飛行禁止法の改正により規制が強化されます

飛行禁止 エリアの拡大

重要施設の敷地等の周囲「おおむね
300m」であった飛行禁止エリアが
「おおむね1,000m」に拡大

罰則の創設

重要施設の「敷地等」の上空飛行に対する
従前の罰則に加え、「敷地等」以外の飛行
禁止エリアの上空飛行に対する罰則が創設

「敷地等」の上空飛行

1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

「敷地等」以外の
飛行禁止エリアの上空飛行
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

詳細は警察庁の
ウェブサイトへ

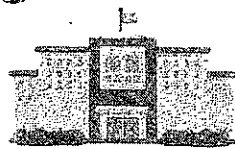


重要施設とは

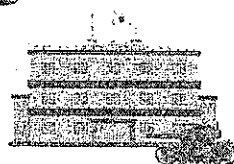
① 国の重要な施設等 (国会議事堂、首相官邸、 最高裁判所、皇居 など)



② 外国公館等



③ 防衛関係施設



④ 空港



⑤ 原子力事業所



※①及び②には、国内要人が出席
する行事会場等や外国要人が参
加する国際会議の準備・運営の
ために使用される会場施設等
の一時的に指定される施設が含
まれます。

飛行禁止の例外

① 重要施設の管理者又はその 同意を得た者による飛行禁止 エリアの上空飛行

(例) 測量やインフラ点検、取材・報道のための
空撮等

② 土地の所有者・占有者又は その同意を得た者による当該 土地の上空飛行

(例) 所有・占有する農地における農業散布や、
自宅の庭におけるドローンの操作練習等

③ 国又は地方公共団体の業務 を実施するために行う飛行禁 止エリアの上空飛行

(例) 災害対応業務等

事前通報申請の
詳細



規制の対象となるドローン等とは

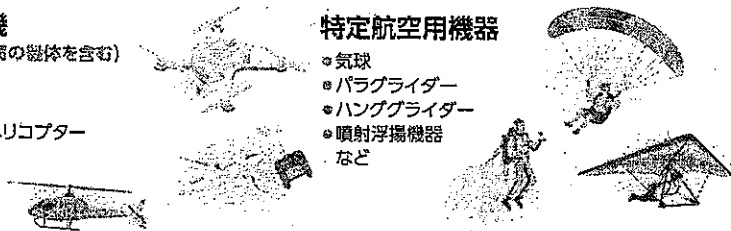
小型無人機

(重量100g未満の機体を含む)

- ・ドローン
- ・ラジコン機
- ・農業散布用ヘリコプター
など

特定航空用機器

- ・気球
- ・パラグライダー
- ・ハンググライダー
- ・噴射浮揚機器
など



上記①～③の飛行禁止の
例外に当たる場合でも、警
察等への事前通報(原則と
して飛行開始の48時間前)
が必要です。

「航空法」による無人航空機
(重量100g以上の機体)に関
する規制もご確認ください。

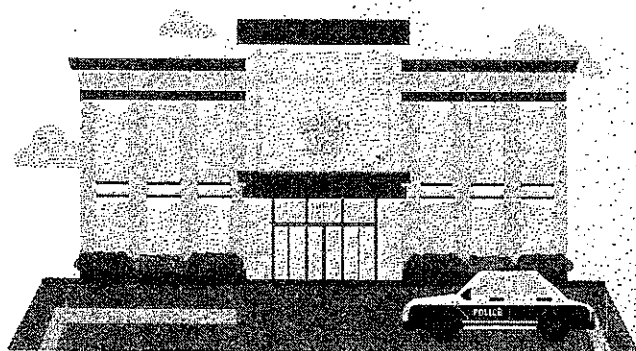


飛行禁止エリアでドローン等を飛行させる場合 には、
都道府県公安委員会(警察)等への事前通報が
小型無人機等飛行禁止法により義務付けられています

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合

事前通報は、原則として飛行開始の48時間前までに
(災害その他緊急やむを得ない場合には、飛行開始の直前までに)行う必要があります。

全ての飛行禁止エリア



都道府県公安委員会(警察)

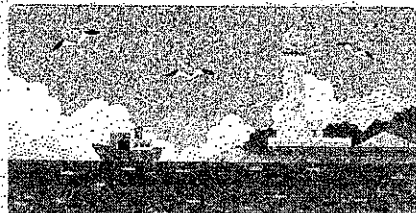
飛行禁止エリアを管轄する警察署を通じて都道府県公安委員会に通報する必要があります。警察署の窓口のほか、e-Gov電子申請サービスからオンラインで通報することができます。

e-Gov電子
申請サービス



都道府県公安委員会(警察)への事前通報に加えて、次の飛行禁止エリアで飛行させる場合には、
関係機関への事前通報も必要になります

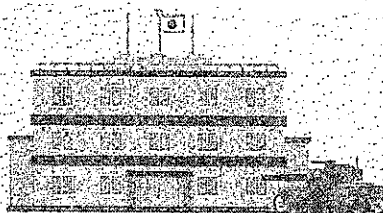
海域を含む 飛行禁止エリア



当該海域を管轄する
管区海上保安本部長への
事前通報が必要です。



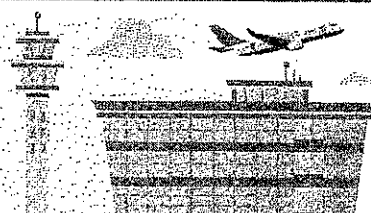
防衛関係施設周辺の 飛行禁止エリア



当該防衛関係施設の
施設管理者への
事前通報が必要です。



空港周辺の 飛行禁止エリア



当該空港の
施設管理者への
事前通報が必要です。



対象施設管理者等からの同意取得手続

飛行禁止の例外①又は②に当たる場合のうち、重要施設の管理者又は土地の所有者・占有者の同意を得て行うものについては、警察等への事前通報の際、その同意を証明する書面の写しを提出する必要があります。同意取得手続については、各施設の管理者等へお問い合わせください。